

9 提出書類一覧

(1) 必ず提出する書類

書類名		説明
受付票・データ登録確認		<ul style="list-style-type: none"> ・「競争入札参加資格申請受付システム」で申請データを送信すると、出力できるようになります。 必ず送信後のものを送信してください。 ・送信後にデータの修正はできません。誤りがあった場合は、様式9 修正依頼票を送信してください。
確認書【様式1】		<ul style="list-style-type: none"> ・システムの入力データと相違ないか確認してください。
消費税及び地方消費税の 納税証明書 法人「その3」又は「その3の3」 個人「その3」又は「その3の2」		<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に交付されたもの。 ・税務署で発行（新設の場合も必要）。 ・未納の税額がない旨の記載があることが必要。
委任状・使用印鑑届及び 納税状況等照会同意書 【様式2】		<ul style="list-style-type: none"> ・契約権限を委任する場合は必ず提出してください。 ・使用印鑑は、入札・見積り・契約等に使用する印を押印。 ・県のみ登録の場合、使用印鑑の押印は不要。 ・記載例を必ず確認し、作成してください。 ・ただし、県のみ登録で契約権限を委任しない場合、【様式2】の提出は不要。
法 人 の み	履歴事項証明書 (商業・法人登記簿抄本)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に交付されたもの。 ・法務局又は地方法務局（支局・出張所）で発行。 ・商号、本店、設立年月日（1ページ） 現在の資本金の額、代表者氏名 発行日（最終ページ）が掲載されているページのみを添付してください。
法 人 の み	決算書類（単独決算） ① 表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの） ② 貸借対照表 ③ 損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日直前1事業年度分。 ・申請日直前の決算書の期間が12か月に満たない場合、申請日直前2事業年度分。 ・企業グループ全体の連結決算ではなく、当該法人の単独決算が分かるものであること。

書類名	説明
個人のみ 身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に交付されたもの。 ・本籍の市区町村で発行。 ・運転免許証等の公的証明では代用できません。
個人のみ 個人事業者の決算状況 【様式3】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日直前1か年の所得税確定申告書（収支内訳表又は青色申告決算書）に基づいて作成してください。
個人のみ 所得税確定申告書の 添付書類	<p>所得税確定申告書の添付書類のうち、次のいずれかの書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告者は所得税青色申告決算書（①表紙、②月別売上（収入金額）及び仕入金額、③貸借対照表） ・白色申告者は収支内訳書

（2）申請の内容によって提出する書類

書類名	説明
営業許可書等	<p>《営業に許可等（登録、免許、許可等）が必要な営業品目を申請する場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可等（申請日現在で有効な許可等）を受けていることを証明する書類
障害者雇用状況報告書	<p>《「障害者雇用状況」で「障害者雇用状況報告書を提出していて不足数なし」を登録申請する場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用状況報告書の添付義務のある事業者（従業員43.5人以上）で障害者法定雇用率を達成している事業者 ・公共職業安定所（ハローワーク）に提出した直近の報告書（様式第6号）
①ISO14001認証取得登録証 ②埼玉県エコアップ認証書 ③エコアクション21認証・登録証（いずれか一つ）	<p>《「環境配慮状況」を「配慮あり」で登録申請する場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれかの認証を取得している事業者 ・本社等で取得している場合も含む。・外国語版の場合、日本語訳文を付記又は添付すること。

書類名		説明
ISO9001 認証取得登録証 (認証取得業務の範囲がわかる付属書を含む)		<p>«「ISO9001 登録状況」を「登録あり」で登録申請する場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証取得業務が申請する業種に関連したものであること。 ・ 本社等で取得している場合も含む。 ・ 外国語版の場合、日本語訳文を付記又は添付すること。
個人 の み	同意書 【様式4】	<p>«個人事業者で、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年である場合に提出»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日前3ヶ月以内に作成したもの。
契約実績表 【様式自由 参考様式5】		<p>«申請日前、過去2年間に官公署との契約実績がある場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の相手方、契約年月日、契約金額（税込み）、契約名を記載してください。 ・ 提出した場合、電子申請の「過去2年間の官公署との契約実績」欄の入力は不要。

(3) 申請自治体によって提出する書類

書類名		説明
納税証明書（県税） (システム上で納税状況の照会について同意した場合、原則として、提出は不要)		<p>«埼玉県に登録する場合で、埼玉県内に事業所（本社、支社、支店等）がある事業者（法人・個人）»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納付後間もないなど、納税状況（法人の場合は法人県民税・法人事業税、個人の場合は個人事業税）がシステムで確認できないときは、申請者に納税証明書の提出を求めることがあります。 ・ 県内で事業開始後の決算が未到来で、所管県税事務所への確定申告期限を迎えていない場合は、県税事務所に提出した「法人の設立等報告書」（法人）、「事業開業報告書」（個人）の写しを提出してください。 <p style="text-align: right;">«令和5年10月1日以降の申請分から適用»</p>
個人 の み	納税証明書 「個人住民税の納税証明書」	<p>«埼玉県に登録する場合で、埼玉県内に住所がある事業者»（県内に住所地がない場合は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日前3か月以内に交付されたもの。 ・ 住所地のある市町村で発行されたもの。 ・ 「現在において滞納（未納）の税額がないこと」の旨の記載があること。 ・ 滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない市町村の場合、直近の個人住民税の納税証明書又は非課税証明書

書類名	説明
市（町） 民税等納税関係書類	市町を登録する場合で、登録する市町内に事業所（本社、支社、支店等）がある事業者（事業所がない場合は不要） <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類の名称等は市町で異なります。 ・ 自治体(市・町) 別提出書類早見表を確認してください。
事業所の写真・案内図 【様式6】	《上尾市、越谷市、狭山市、富士見市、ふじみ野市を登録する場合》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請事業所が申請自治体内にある場合 ・ 写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。 ・ 案内図は、住宅地図等の添付でも可。 ・ カラーでスキャンをして提出してください。
① 法人（設立・解散・異動等）届出の「事業証明書」 ② 事業所実態調査票【様式7】	《上尾市を登録する場合》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請事業所が上尾市内にある場合に提出 ・ 個人事業者は②事業所実態調査票【様式7】のみ。

（4）データ送信後申請内容に修正が必要な場合

書類名	説明
修正依頼票 【様式9】	データ送信後に入力誤りに気が付いた場合、作成してください。

（5）行政書士による代理申請の場合

書類名	説明
委任状（様式自由）	行政書士が委任を受けていることがわかる委任状を提出してください。

10 自治体（市・町）別提出書類早見表

自治体名	書類名	説明
上尾市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図〔様式6〕 (市内・準市内事業者のみ)	①申請する事業所が上尾市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。 ・写真は申請日前3か月以内に撮影されたもの。 ・ <u>カラーでスキャンをして提出してください。</u>
	②【法人・個人】 市税に未納がないことの証明書 (市内・準市内事業者のみ)	②申請する事業所が上尾市内にある場合 ・市税に未納がないことの証明書（証明書発行センターで発行） ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	③【法人・個人】 徴収猶予許可通知書（写し） (該当する場合のみ)	③上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合は、上尾市が発行した「徴収猶予許可通知書」（写し）を提出してください。
	④【法人】 法人（設立・解散・異動等）届出の 「事業証明書」 (市内・準市内事業者のみ)	④申請する事業所が上尾市内にある場合 ・上尾市内の事業所が確認できる証明書（証明書発行センターで発行） ・証明書は申請日前3か月以内に交付されたもの。
	⑤【法人・個人】 事業所実態調査票〔様式7〕 (市内・準市内事業者のみ)	⑤申請する事業所が上尾市内にある場合 ・申請する事業所について記入すること。 ※この調査票に基づき、申請事業所に訪問調査する場合があります。
北本市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、北本市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（北本市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。

自治体名	書類名	説明
行田市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、行田市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（行田市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。
久喜市 ※電子入札の 対象案件を拡 大しますの で、電子入札 の準備をお願 いします。	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、久喜市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（久喜市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。
熊谷市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、熊谷市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（熊谷市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。

自治体名	書類名	説明
越谷市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図〔様式6〕 (市内事業者のみ)	①申請する事業所が越谷市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。 ・カラーでスキャンをして提出してください。
	②【法人・個人】 市民税等の納税証明書<写し可>	②申請する事業所が越谷市内にある場合 【法人の場合】「法人市民税、（給与）特別徴収義務者用市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書（写し可）を提出してください。 【個人の場合】「市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書（写し可）を提出してください。
	③【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	③上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（越谷市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。
	④法人（設立・異動）届出の「営業届出済証明書」 <写し可> ※法人のみ。個人の場合不要です。	④申請する事業所が越谷市内にある場合 ・営業届出済証明書<写し可>で、申請日前3か月以内に交付されたもの。

自治体名	書類名	説明
坂戸市 ※令和5年度から全て電子入札で執行しています。電子入札の準備をお願いします。	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請する事業所（本店、支店、営業所等）が坂戸市内にある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予通知書 （該当する場合のみ）	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（坂戸市発行の「徴収猶予通知書」（写し）及び新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の猶予であることがわかる書類も併せて添付）。
	その他留意事項 【所在地区分】 坂戸市の所在地区分は下記のとおりとなります。 (1)市内…申請事業所（本社、本店）が坂戸市内に所在する者 (2)準市内…申請事業所（本社、本店以外の支店、営業所等）が坂戸市内に所在する者 (3)近隣…申請事業所が川越市、東松山市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町、鳩山町に所在する者 (4)県内…申請事業所が前記(1)、(2)、(3)以外の埼玉県内に所在する者 (5)県外…申請事業所が埼玉県外に所在する者 【坂戸地区衛生組合への申請について】 令和5・6年度の坂戸市競争入札参加資格者名簿は、坂戸地区衛生組合と共用することと致します。そのため、坂戸地区衛生組合が発注する競争入札又は随意契約（見積り）に参加を希望する事業者は、坂戸市への競争入札参加資格審査申請が必要となりますのでご注意ください。	

自治体名	書類名	説明
狭山市	①【法人・個人】 滞納なし証明書	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、狭山市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 【個人】申請者の住所が狭山市内にある場合 ・申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 徴収猶予許可通知書	上記について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、滞納なし証明書が発行されない場合 狭山市収税課が発行する「徴収猶予許可通知書」を提出してください。
	③【法人・個人】 事業所の写真・案内図〔様式6〕 (市内事業者のみ)	③申請する事業所が狭山市内にある場合・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可 ・カラーでスキャンをして提出してください。
白岡市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、白岡市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（白岡市発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。
蓮田市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、蓮田市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（蓮田市発行の「徴収猶予通知書」も併せて添付）。

自治体名	書類名	説明
東松山市	①【法人・個人】 市税等の納税証明書	<p>①【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請事業所の所在地に関わらず、東松山市に対して、法人名義で「法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書を添付してください。 <p>※ 法人設立後又は市内に営業所等を構えて間もなく、証明書が出ない場合は、法人の異動届出書（受付印のあるもの）の写しを提出してください。</p> <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請事業所の所在地に関わらず、東松山市に対して、個人名義で「個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書を添付してください。
深谷市	①【法人・個人】 市税に滞納がないことの証明書	<p>【法人】申請事業所の所在地に関わらず、深谷市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合</p> <p>【個人】申請者の住所が深谷市内にある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に交付されたもの。
富士見市	②【法人・個人】 徴収猶予許可通知書	<p>上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、市税に滞納がないことの証明書が発行されない場合</p> <p>深谷市が発行した「徴収猶予許可通知書」を提出してください。</p>
富士見市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図〔様式6〕 (市内事業者のみ)	<p>①申請事業所の所在地に関わらず、富士見市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等でも可。 ・<u>カラーでスキャンをして提出してください。</u>
富士見市	②【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	<p>②申請する事業所が富士見市内にある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。

自治体名	書類名	説明
ふじみ野市	①【法人・個人】 事業所の写真・案内図〔様式6〕 (市内事業者のみ)	①申請する事業所がふじみ野市内にある場合 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図等でも可。 ・カラーでスキャンをして提出してください。
	②【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	②申請事業所の所在地に関わらず、ふじみ野市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
三郷市	①【法人】 法人市民税の納税証明書 【個人】 個人市民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、三郷市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
伊奈町	①－ (納税状況等調査同意書を提出された場合、納税証明書の提出は不要)	①納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められることがあります。
小鹿野町	①－ (納税状況等調査同意書を提出された場合、納税証明書の提出は不要)	①納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められることがあります。
鳩山町	①－ (納税状況等調査同意書を提出された場合、納税証明書の提出は不要)	①納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求められることがあります。
美里町	①【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、美里町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（美里町発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。

自治体名	書類名	説明
三芳町	①【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、三芳町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（三芳町発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。
毛呂山町	①－ (納税状況等調査同意書を提出された場合、納税証明書の提出は不要)	①納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
吉見町	①－ (納税状況等調査同意書を提出された場合、納税証明書の提出は不要)	①納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。
寄居町	①【法人】 法人町民税の納税証明書 【個人】 個人町民税の納税証明書	①申請事業所の所在地に関わらず、寄居町内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	②【法人・個人】 上記に併せて 徴収猶予許可通知書 (該当する場合のみ)	②上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合（寄居町発行の「徴収猶予許可通知書」も併せて添付）。